



2023年3月14日

各 位

会社名 株式会社 アルトナー  
代表者名 代表取締役社長 関口 相三  
(コード番号 2163 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 張替 朋則  
(TEL. 06-6445-7551)

## 本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年3月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年4月27日開催予定の第61期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議すること及び本定時株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として、本店移転を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本店移転

##### (1) 移転の理由

実質的な本社機能を有する事務所の所在地と登記上の本店所在地を同一とするためであります。

##### (2) 新本店所在地

大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル2階

##### (3) 本店移転日

2023年9月18日（予定）

##### (4) 業績への影響

当該変更による2024年1月期の業績への影響は軽微であります。今後、業績予想への修正が必要になった場合は、すみやかに開示いたします。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の理由

前項記載のとおり、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「兵庫県尼崎市」から「大阪市」に変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>兵庫県尼崎市</u>に置く。</p> <p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 1～2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 1～2 (現行どおり)</p> <p><u>(効力発生)</u> 定款第3条(本店の所在地)の変更は、<u>2023年9月18日をもって効力を生ずるものとし、本附則(効力発生)は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年4月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年9月18日(予定)

以上